

Ⅲ 生活衛生・薬事担当

1 医薬品、血液等の安全確保

(1) 薬務関係施設数及び立入検査数

医薬品や毒物劇物等による健康上の危害を防止するため、関係する販売業・製造業等の許可・登録関係事務と施設の監視指導を行っている。

令和元年度

	立入検査 回数	施設 数	秩 父 市	横 瀬 町	皆 野 町	長 瀬 町	小 鹿 野 町
薬局	25	52	36	3	6	3	4
店舗販売業	16	23	14	2	2	1	4
卸売販売業	3	3	2	1	-	-	-
特例販売業	0	2	2	-	-	-	-
高度管理医療機器販売業	23	53	38	3	5	3	4
高度管理医療機器貸与業	4	24	20	1	-	1	2
管理医療機器販売業	28	180	118	12	22	11	17
管理医療機器貸与業	25	17	14	1	1	-	1
薬局製剤製造販売業	3	4	3	-	1	-	-
薬局製剤製造業	3	4	3	-	1	-	-
毒物劇物製造業（大臣）	0	3	3	-	-	-	-
毒物劇物製造業（知事）	-	-	-	-	-	-	-
毒物劇物輸入業（大臣）	-	-	-	-	-	-	-
毒物劇物輸入業（知事）	0	1	1	-	-	-	-
毒物劇物一般販売業	15	30	20	3	5	1	1
毒物劇物農業用品目販売業	6	13	7	1	2	1	2
毒物劇物特定品目販売業	0	1	1	-	-	-	-
電気めっき業	0	3	2	-	-	-	1
計	151	413	284	27	45	21	36

(2) 麻薬・覚せい剤関係業務

麻薬等に関する申請、届出の受理や監視指導を行っている。

〔麻薬取扱者数・施設数及び立入検査数〕

令和元年度

麻薬施用者	医師 87	歯科医師 1	獣医師 5
麻薬管理者	医師 9	薬剤師 5	
麻薬小売業者	31(22)		
麻薬卸売業者	-(-)		
麻薬施用機関	病院 8(13)	診療所 30(3)	家畜診療所 5(0)
麻薬研究者	1(0)		

注) () 内は令和元年度の立入件数

(3) 大麻・けし

令和元年度不正大麻・けし撲滅運動(5月1日から6月30日)期間中に秩父市(5か所)127本、小鹿野町(12か所)330本、皆野町(8か所)379本、計886本(26か所)のけしを除去した。

これらのけしは、巡回により発見されたが、いずれも栽培してはいけないものとは知らずに栽培していたものや自生したものだ。

(4) 薬物乱用防止事業

埼玉県では、平成4年度末に医療圏ごとに地区覚せい剤乱用防止推進員協議会(県内10か所)を設置することとし、秩父郡市(東秩父村を除く。)には埼玉県秩父地区覚せい剤乱用防止推進員協議会を設置した。平成22年に埼玉県秩父保健所管内薬物乱用防止指導員協議会と改称し、青少年等を対象に啓発キャンペーンを実施するほか小学校・中学校等での薬物乱用防止教室(計6回)に薬物乱用防止指導員を講師として派遣するなどして、薬物乱用防止の啓発に努めている。

(5) 献血推進事業

献血による血液製剤の国内自給の推進のため、国が策定する毎年度の献血確保目標量に応じ、各市町村の人口などを基に目標を定め、その達成に努めている。

〔管内の献血実施状況〕

令和元年度

市町名	献血受付者数	目標数	達成率(%)
秩父市	2,001	2,160	92.6
横瀬町	185	168	110.1
皆野町	200	224	89.3
長瀬町	170	189	89.9
小鹿野町	375	392	95.7
合計	2,931	3,133	93.6

(6) 温泉

秩父地域は地理的に恵まれ、令和2年3月31日現在21か所の源泉があり、温泉利用施設は44施設ある。

2 食品の安全性の確保

(1) 市町別・業種別食品営業施設数

営業許可事務は施設の所在地を管轄する保健所が行い、申請により施設基準等に適合することを確認し営業を許可するとともに、諸届出の受理、食中毒発生時の調査及び食品に関する衛生教育等を行っている。

また、本年度も昨年度に引き続き、食肉の生食や加熱不足を原因とする食中毒発生防止のため、食中毒予防対策強化月間を設定し、飲食店営業者に対し、食肉の生食での提供は控えるよう重点監視指導を行った。

なお、立入監視指導、収去等については、熊谷保健所食品監視担当が主に担当し、衛生管理の徹底を図っている。

令和2年3月31日現在

業種別 \ 市町名	総数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
総数	2,846	1,773	196	269	288	320
飲食店営業	1,380	906	101	106	145	122
喫茶店営業	117	68	4	12	13	20
菓子製造業	191	128	12	14	16	21
あん類製造業	1	1	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	5	4	1	-	-	-
乳処理業	1	-	-	-	-	1
乳製品製造業	4	3	-	-	-	1
乳類販売業	237	143	13	27	17	37
食肉処理業	12	5	-	2	1	4
食肉販売業	157	94	11	20	14	18
食肉製品製造業	1	-	-	-	-	1
魚介類販売業	114	70	7	17	10	10
魚介類せり売業	1	1	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	4	3	-	-	-	1
清涼飲料水製造業	11	5	1	-	1	4
氷雪製造業	2	2	-	-	-	-
氷雪販売業	2	-	-	1	-	1
食用油脂製造業	2	1	-	-	-	1
みそ製造業	14	6	2	3	-	3

醤油製造業	2	-	1	1	-	-
ソース類製造業	2	-	1	-	-	1
酒類製造業	14	10	1	-	1	2
豆腐製造業	18	11	-	1	2	4
納豆製造業	1	1	-	-	-	-
めん類製造業	44	25	5	6	5	3
そうざい製造業	32	15	3	5	4	5
缶詰又は瓶詰食品製造業	3	2	1	-	-	-
添加物製造業	7	4	2	1	-	-
菓子種製造業	2	1	-	1	-	-
こんにゃく類製造業	18	7	1	5	2	3
つけ物製造業	29	11	4	5	4	5
魚介類加工業	2	-	-	1	1	-
食料品販売業	409	241	24	41	52	51
行商	7	5	1	-	-	1

(2) 食品衛生法に基づく許可施設数

食品衛生法第52条により飲食店営業など34業種について、施設基準等が定められ、許可制となっている。

令和元年度

業種別	営業施設数	許可件数		業種別	営業施設数	許可件数	
		新規	更新			新規	更新
総数	2,379	132	209	清涼飲料水製造業	11	-	-
飲食店営業	1,380	92	120	冰雪製造業	2	-	-
喫茶店営業	117	12	15	冰雪販売業	2	-	-
菓子製造業	191	7	15	食用油脂製造業	2	-	-
あん類製造業	1	-	-	みそ製造業	14	-	1
アイスクリーム類製造業	5	-	-	醤油製造業	2	-	-
乳処理業	1	-	-	ソース類製造業	2	-	-
乳製品製造業	4	-	1	酒類製造業	14	3	-
乳類販売業	237	6	19	豆腐製造業	18	-	2
食肉処理業	12	-	2	納豆製造業	1	-	-
食肉販売業	157	8	16	めん類製造業	44	-	2
食肉製品製造業	1	-	-	そうざい製造業	32	1	4
魚介類販売業	114	3	10	缶詰又は瓶詰食品製造業	3	-	-
魚介類せり売業	1	-	1	添加物製造業	7	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	4	-	1				

(3) 条例に基づく許可施設数

令和元年度

業種別	営業施設数	許可件数		業種別	営業施設数	許可件数	
		新規	更新			新規	更新
総数	467	10	36	魚介類行商	-	-	-
菓子種製造業	2	1	-	食料品行商	4	-	2
こんにゃく類製造業	18	1	-	豆腐行商	3	-	-
つけ物製造業	29	-	3				
魚介類加工業	2	-	-				
食料品販売業	409	8	31				

(4) 食中毒の発生状況

令和元年度中に管内施設を原因とする食中毒の発生はなかった。

(5) 立入監視・指導

令和元年度秩父保健所監視指導計画に基づき監視指導を行った。

夏期一斉監視	134 施設
許可更新時等監視	816 施設

(6) 講習会

食品衛生法の改正により、令和2年6月からすべての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められることになった。

また、食品表示法に基づく新基準への経過措置期間が令和2年3月に終了した。

そこで、食品営業者等に対して特に「HACCP」と「食品表示」について講習を実施した。

令和元年度

対象者	実施回数	参加者
食品営業者、給食従事者	21回	751人
一般県民等	2回	39人

3 生活環境の確保

(1) 衛生的な生活環境の確保

ア 環境衛生営業施設

不特定多数の人々が利用する施設であって、衛生上の危害を防止するため施設の整備と衛生管理が必要とされる環境衛生関係営業については、許可（旅館、公衆浴場、興行場等）、あるいは確認（理容所、美容所、クリーニング所）を行うとともに、衛生監視指導等も実施している。

令和2年3月31日現在

区 分	総 数	理容所	美容所	クリーニング所	旅 館	公衆浴場	興行場
総 数	629	110	252	70(41)	145	48	4
秩父市	413	75	179	41(25)	85	30	3
横瀬町	36	5	15	6(2)	7	3	-
皆野町	49	8	16	8(5)	11	6	-
長瀬町	55	5	18	5(2)	24	2	1
小鹿野町	76	17	24	10(7)	18	7	-
監視指導数	154	23	45	8(6)	60	18	0

注) ()内は取次所を再掲

イ その他の環境衛生施設

令和元年度

区 分	特定建築物	プー ル	
		公 営	民 営
総 数	18	3	1
秩父市	14	2	1
横瀬町	-	-	-
皆野町	1	1	-
長瀬町	2	-	-
小鹿野町	1	-	-
監視指導数	-	6	

(2) 動物の適正な飼育管理

ア 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

狂犬病は、日本を含む一部の国を除いた大部分の国々で発生しており、各国との交流が深まるにつれて、海外から国内に狂犬病ウイルスが侵入する危険性が增大している。万一、狂犬病ウイルスが国内に侵入した場合に備えて、飼い犬に狂犬病ワクチンの注射を義務づけるとともに、飼い犬の登録制度を実施している。

令和元年度

区分	総数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
登録頭数	5,466	3,224	464	584	481	713
注射頭数	3,808	2,367	349	327	333	432

イ 犬による苦情等処理件数

犬による苦情や相談に応じ、野犬等の捕獲や飼い主に対する指導などを行い、苦情を処理するとともに正しい犬の飼い方の普及啓発を図っている。

令和元年度

区分	捕獲依頼	引取依頼	放し飼い取締依頼	咬傷事件
件数	50	7	43	7

ウ 犬の捕獲・引取り状況

狂犬病予防及び咬傷等の危害を防止するため、捕獲用器具等による野犬等の捕獲を実施するとともに、飼うことのできなくなった犬について引取りを行っている。

捕獲された犬は、大部分が飼い主に捨てられた犬あるいは飼い主宅から迷い出た犬と推定されるが、犬鑑札が首輪に装着されていないため飼い主が判明しないことが多い。

犬の引取りを希望する人に対しては、飼養を継続するよう指導し、やむを得ない場合に限り引取りを行っている。

令和元年度

収容犬頭数	内 訳			処分犬頭数	内 訳			
	捕獲数	引取数	前年度繰越数		センター送致数	返還数	保健所処分数	次年度繰越数
27	26	1	-	27	9	18	1	-

エ 狂犬病予防協会

管内の埼玉県獣医師会所属獣医師、管内市町及び保健所の狂犬病予防事務担当職員で構成され、狂犬病予防注射及び犬の登録等を円滑に実施するための調整等を行っている。

(3) 水道普及状況

管内の水道普及率は99.2%に達しているが、県全体の普及率99.8%に比較してやや低い。

令和2年3月31日現在

	人 口	総 数	上水道	簡易水道	給水人口	普及率 (%)	専用水道・自家用水道等
総 数	95,387	1	1	-	94,638	99.2	20
秩父市	60,649	1	*1	-	60,537	99.8	8
横瀬町	8,100	(1)	*(1)	-	8,053	99.4	-
皆野町	8,598	(1)	*(1)	-	8,635	90.0	11
長瀬町	6,863	(1)	*(1)	-	6,448	94.0	-
小鹿野町	11,177	(1)	*(1)	-	10,965	98.1	1

注) *は秩父広域市町村圏組合の水道事業による。()内は、秩父広域市町村圏組合(所在地: 秩父市)から給水を受けている数を内数で記載。

秩父広域市町村圏組合: 秩父地域の1市4町で設立した地方自治法に基づく特別地方公共団体(一部事務組合)

(4) 水質検査

ア 水質検査内訳

令和元年度

		総 数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
総 数		27 (13)	16 (6)	0 (0)	6 (4)	1 (1)	4 (2)
飲 料 水	水 道 水	上 水 道	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		簡 易 水 道	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		その他の水道	6 (0)	3 (0)	- (-)	2 (0)	- (-)
	井戸水等		21 (13)	13 (6)	0 (0)	4 (4)	1 (1)

注) ()内は不適件数

イ 井戸水の検査内容内訳

井戸水等では不適率が 62%となっており、細菌検査の不適率が高い。

令和元年度

井戸水等	検体数	不適数	内 訳	理化学検査不適	細菌検査不適
	21	13		7(5)	11(5)

理化学検査項目：アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、臭気、味、色度、濁度、pH 値、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、残留塩素

細菌検査項目：一般細菌、大腸菌

注）（ ）内は理化学検査、細菌検査ともに不適な検体数

（5）特定動物の飼養又は保管の許可

危険性の高い動物の飼育は、動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条の規定に基づき許可制になっており、管理状況については立入検査を行っている。

令和 2 年 3 月 31 日現在

獣種	許可施設数	許可頭数	所在地
ニホンザル	3	214	長瀨町

（6）動物取扱業者

動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条の規定に基づき登録制になっており、登録とそれに伴う立入調査を行っている。

令和 2 年 3 月 31 日現在

	総施設数	業種別登録数					
		販売	保管	貸出	訓練	展示	計
総数	38	23	12	4	6	10	55
秩父市	16	9	7	-	1	3	20
横瀬町	3	3	1	1	-	1	6
皆野町	3	2	1	-	-	-	3
長瀨町	6	3	-	-	-	3	6
小鹿野町	10	7	3	3	5	3	21

注）1 施設で複数業種の登録をしている場合がある。業種別登録数は延数となっており、総施設数とは必ずしも一致しない。